

# 特定非営利活動法人 ペット災害危機管理士会

## 会 員 規 程

この規程は、特定非営利活動法人 ペット災害危機管理士会（以下、本会）の会員に関する事項を定める。

### （会員の種別）

#### 第1条

本規程で定める本会の会員は、次のとおりとする。

- （1）個人会員（個人）
- （2）団体会員（法人）
- （3）サポート会員（個人）

### （入会の申込）

#### 第2条

本会に入会しようとする者は、本会が定める入会申込フォームに必要事項を記入または入力の上、入会金及び年会費を添えて申し込まなければならない。

### （入会金及び年会費）

#### 第3条

入会金及び年会費は下記の通りとする。

- （1）入会金
  - ① 個人会員 2,000 円
  - ② 団体会員 20,000 円
  - ③ サポート会員 なし
- （2）年会費
  - ① 個人会員 3,000 円
  - ② 団体会員 30,000 円
  - ③ サポート会員 1,000 円

### （入会審査の基準）

#### 第4条

個人会員及びサポート会員は、本会の目的に賛同して入会しようとする個人であれば年齢、性別、

国籍、職業の有無等問わず入会できる。

2 団体会員においては、事務局は入会の申し込みに対して、次の基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同して入会しようとする団体であること。
- (2) 経営又は運営の継続性、安定性が見込めること。
- (3) 暴力団等の反社会的団体に所属する等、本会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

#### (入会の時期)

#### 第5条

会員は、入会申込フォームの提出ならびに入会金及び年会費の支払をもって入会とする。

#### (会員の権利)

#### 第6条

会員は、会員の有効期限内において、次のサービスを受けることができる。

- (1) 個人会員
  - ① 年6回(隔月)発行する会報の購読
  - ② 特別セミナーへの無料参加
  - ③ 人とペットの防災ガイドブック1部進呈
  - ④ セミナー等の優先予約
- (2) 団体会員
  - ① 年6回(隔月)発行する会報の購読
  - ② 特別セミナーへの無料参加
  - ③ 人とペットの防災ガイドブック10部進呈
  - ④ セミナー等の優先予約
  - ⑤ 本会ホームページへの掲載とリンク貼付
  - ⑥ ピクトグラム使用权
- (3) サポート会員  
年6回(隔月)発行する会報の購読

#### (会員の義務)

#### 第7条

- (1) 会員は無断で本会の名称、活動主旨・活動内容、公表されている会員名簿等を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。
- (2) 前項の他、本会の主旨に反する行為等を行ってはならない。
- (3) 会員は登録内容を変更する場合は速やかに本会事務局へ変更手続きを行わなければならない。

ない。

- (4) 前項による変更通知がなされず、本会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延又は不達になったとしても、本会はその責を負わないものとする。

#### (再審査)

#### 第8条

本会は、団体会員にあって入会承認後に経営者、事業内容、株式構成、経営又は運営に関する重要な変更等があった場合は、入会の再審査を行うことができる。

#### (入会承認の取消し)

#### 第9条

本会は、入会后次に該当する場合は、当該会員の入会を取消することができるものとする。

- (1) 入会申込フォームの記載内容に故意による虚偽があると認められたとき。
- (2) 本会の会員規程に違反したとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (4) 取消しすべき正当な理由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

#### 第10条

会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 本会が入会を取消したとき。
- (4) 本会の定款または規程に違反したとき。
- (5) 本会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (6) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (7) 本会、他の会員又は第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合又はそのおそれのある行為をしたとき。
- (8) 本会、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (9) 本会、他の会員又は第三者の名誉又は信用を失墜させる行為があったとき。

#### (退会)

#### 第11条

会員は、事務局に退会届を提出して、任意に退会することができる。任意退会、入会の取消し、会員資格の喪失の場合、納入された会費は、理由の如何に問わず返還されない。

2 本会は、会員が会費を1ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

#### **(個人情報の保護)**

##### **第12条**

本会が保有する会員の個人情報に関して、適用される法規を遵守するとともに、本会が別途定めるプライバシーポリシーに従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

#### **(知的財産の帰属)**

##### **第13条**

本会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、本会に帰属する。

#### **(知的財産の保護)**

##### **第14条**

本会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、又は公表してはならない。

#### **(損害賠償)**

##### **第15条**

会員が、本規程に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって本会が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を本会に賠償しなければならない。

#### **(免責)**

##### **第16条**

本会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、本会の故意または重過失による場合を除き、如何なる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

#### **(残存条項)**

##### **第17条**

会員資格の喪失又は退会した場合であっても、第13条、第14条、第15条、第16条は有効に存続するものとする。

#### **(準拠法)**

##### **第18条**

本規程の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

**(裁判管轄)**

**第19条**

本会および会員は、本会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

**附則**

この規程は、令和4年6月1日から施行する。